

中間取りまとめにおける「速やかに講ずべき事項」の実施状況(9月28日時点)

(1)事業者の安全管理体制の強化

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況
①運輸安全 マネジメント の強化	小型旅客船事業者に対し運輸安全マネジメントの取組を強化させ、経営トップの安全意識の底上げ・向上を図る。特に、経営トップの交代があった事業者等には、重点的に評価を実施する。	令和4年度 末まで	取組強化策について検討中。

(2)監査・行政処分の強化

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況
①抜き打ち・ リモートによる 監視強化	抜き打ち・リモートによる監視を積極的に実施し、事業者に対する監視を強化する。	令和4年 8月末まで	・8/31に運輸局 に指示 →別紙1 →別紙2
②通報窓口の 設置等による 機動的な監査	法令違反の疑いがある事案の通報窓口を設置するとともに、法令違反の疑いの通報や行政処分履歴等を踏まえ、法令違反や事故のリスクの高い事業者に対する監査を機動的・重点的に実施する。	令和4年 8月末まで	・8/31に窓口設 置を公表 →別紙3
③監査での 船舶検査情報 等の活用	国からJCIに対し、船舶検査情報の提供を求めるとともに、国は、当該情報や運輸安全マネジメント評価の結果を活用し、注意を要する事業者に対する監査を慎重かつ入念に行う。	令和4年 8月末まで	・8/31に運輸局 に指示 →別紙4

④監査時の無線設備の通信状況の確認	監査の際に、無線設備の実際の通信状況を適切な方法により確認する。	令和4年 8月末まで	・8/31に運輸局に指示 →別紙1
⑤指導事項の継続的なフォローアップ	行政処分や行政指導を行った事業者に対し、抜き打ち・リモートによる監視も活用しつつ、改善が確認されるまで継続的・徹底的にフォローアップを行う。	令和4年 8月末まで	→別紙2
⑥本省・運輸局における課題共有と意識向上	本省海事局幹部が現場に足を運び、地方運輸局の現場職員との対話等を通じて、両者の意識改革、意思疎通を徹底する。	令和4年 7月	・6月以降、順次実施中 →別紙6
	事業用自動車の監査部門との人事交流・研修への参加等を通じ、運航労務監理官の専門性の向上を図る。	令和4年 7月	

(5) 船舶検査の実効性の向上

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況
①船舶検査方法の総点検・是正	JCIの検査方法のうち、合理的な理由なく国と異なる方法で行われているものを総点検で洗い出し、全て変更又は廃止する。	令和4年 9月末まで	JCIがパブリックコメントを募集 (～9/23) →別紙5
	寒冷地といった地域特性を踏まえた検査方法など、技術的な検討が必要なものについては、技術検討会を設置して検討する。	令和4年末まで	・検討会の立ち上げ準備中
②国によるJCIの監督強化	検査方法については全て国による認可を求めることとし、現在のJCIの検査方法全体を見直した上、国が認可する。	令和4年 9月末まで	・①の上段のとおり、JCIがパブリックコメントを募集(9月末までに強化案について認可予定) →別紙5

	JCI 検査員が検査を行う現場に随時国の職員が立ち会い、JCI による検査方法の妥当性を実地でチェックする。	令和4年 8月末まで	・8/31 に JCI に 指示 →別紙4
③船舶検査での 国提供情報の 活用	国から JCI に対し、行政処分情報等を提供することとし、JCI は当該情報を活用し、注意を要する事業者に対する船舶検査をとりわけ慎重かつ入念に行う。	令和4年 8月末まで	・8/31 に JCI に 指示 →別紙4

(6) 利用者保護・安全情報の提供

項目	講ずべき措置	実施目途 (開始時期)	実施状況
①国による 安全情報の 提供の拡充	行政処分に加え、安全関連法令違反に対する行政指導についても、国による公表対象に追加する。	令和4年 8月末まで	・8/31 に方針を 公表 ・8/31 に国交省 ネガティブ情報等 検索サイトに過 去5年分の行政 処分・指導を公表 →別紙7
	行政処分等の公表期間を2年から5年に延長する。	令和4年 8月末まで	
②事業者による 安全情報の 提供の拡充	事業者が公表する安全情報について、法令による義務化までの間、小型旅客船事業者が自ら行う安全情報の提供に係る指針を策定し、救命設備や緊急時の通信手段等に係る情報提供を促進する。	令和4年 6月	・6/30 に小型旅客船事業者が提供すべき情報内容及び提供方法に関する指針を公表 →別紙8